

平成13年1月5日

老人保健福祉局振興課

いわゆる「介護タクシー」に関する考え方について

本日、一部報道において、いわゆる「介護タクシー」に関する報道がなされたところですが、現時点での当方の考え方は次のとおりですので、参考送付いたします。

つきましては、管内市町村、事業者等に対し周知徹底方お願いいたします。

[平成13年1月5日朝日新聞報道関係]

いわゆる介護タクシーについて、無料運行が認められる旨の報道に関する厚生省の考え方

- 1 いわゆる介護タクシーについて、運行中の運賃を徴収するかどうかは、道路運送法の問題である。（別添参照）
 - 2 厚生省としては、無料運行の介護タクシーには、
 - ① 移動介助に事実上特化していると見られ、訪問介護事業の在り方として適切といえるのか、
 - ② また、もっぱらタクシーの乗降時の移動介助のみを行う場合に対する単価としては、介護報酬の水準が高すぎるのではないか、などといった問題があると考えている。
 - 3 現在、このような問題意識に立って、都道府県を通じて介護保険の指定を受けたタクシー会社による介護サービス提供の実態把握を進めているところであるが、今後、この実態把握の結果を踏まえて、必要な対応を考えていくこととしており、厚生省として指導等の対応を見送ったという事実はない
- (注) 実態把握は、全国10カ所の都道府県に協力依頼。

介護タクシー 無料運行OK

介護保険を利用して運賃を無料としている「介護タクシー」について、タクシー会社に運賃を収めるよう指導していた運輸省は四日、現状の無料運行を容認することを決め、各地方運輸局に通知した。利用実態などを考慮し、「介護報酬で運賃コストをまかなえているならば、適区ではない」と道路運送法を柔軟に解釈した。介護保険を受けているお年寄りは、これまで通り、通院などに運賃を払わずに介護タクシーを利用できる。

無料の介護タクシーは、介護事業者の指定を受けたタクシー会社が、①自宅から車に乗るまでの付添い②移送③車から降りて病院などに入るまでの付添い——を伴った一連の身体介護となり、介護報酬(三十分未満で二千円)を自費から得る代わりに運賃を無料としている。

利用者は運賃ではなく、介護の自己負担分の一割(三十分未満なら二千円)をあとで負担する。昨年五月に福岡県のタクシー会社メテイスが導入し、これまでに全国で計十数社が同様のサービスを行ったり準備をしたりしている。厚生省は当初、「運賃しながら介護できないの

「運賃は保険から」と運輸省が柔軟解釈

で、移送部分は介護保険の対象にならない」との見解を示した。これを受けて運輸省は「運賃は適正な原則を償うもの」などとした道路運送法に抵触するとして、昨秋、メテイスなど計五社に運賃を収めるよう指導した。しかし、利用するお年寄りやタクシー会社などから懸念を求める書が相次いだため、運輸省と厚生省が協議を重ねていた。

厚生省は実態調査のうえ、「介護報酬の一部で移送部分をまかなっていたとしても、介護活動を行っているなら三十分(三十分未満)の報酬を支払わないわけにはいかならぬ、現行制度では移送部分だけ返還させるような仕組みもない」などとして、運賃への介護報酬の適用を「防ぎよろがない」と判断。改訂指導などの対応は見送ることを運輸省に伝えた。これを受けて運輸省は、無料タクシーについて「介護報酬で運賃をもらっている」と解釈することにした。

運輸省幹部は「運賃を必ず乗客が払うという規定はない、勤務先のタクシーチケットのように公正な第三者が払っていれば構わない、どちらルートかの論理構成だが、無料運賃は認めないという道路運送法とも矛盾しない」という。

地方都市の場合、一回お年寄りの平均支払額は十円余のため、介護活動を含めて三十分未満で二千円を払っていれば運賃コストをまかなえる、と判断した。

厚生省も一転 通院利用の実態考慮 指導を見送り

平成13年1月5日(金) 朝日

平成13年1月5日
自動車交通局旅客課

訪問介護と一体となった要介護者輸送の取扱いに関する運輸省としての
現時点での考え方について

1. 当該事業に係る輸送形態については、介護保険の対象になるか否かにかかわらず、有償のタクシー事業に該当するものであり、タクシー事業の免許を受けるとともに認可を受けた運賃を收受することが必要である。
2. 運賃に関する問題については、2つの場合に分けて考えることが必要である。
 - ① タクシー輸送部分が市町村の特別給付事業（いわゆる「横出し」）の対象となっている場合
 - ・ 利用者が支払うべき運賃の一部を、タクシー事業者、利用者及び市町村の合意のもとに、市町村が負担しているものであるが、タクシー運賃を利用者以外の者が負担することについては、道路運送法上何ら問題はない。
 - ② 問題となっている事業形態の場合
 - ・ 厚生省見解によれば、移送は介護保険の対象外であり、介護報酬は介護サービスに対する対価であって、運賃相当分を含むものとして支払われるものではない。しかしながら、タクシー運賃相当額が、事実上、当該事業の実施に伴う事業者の収入になっていれば、認可運賃を收受しているという理解も可能であり、道路運送法上ただちに違法とはいえない。
 - ・ たゞし、介護報酬と利用者の自己負担分を超える運賃分については、別途 利用者から收受する必要がある。

※ 本日、運輸省から各地方運輸局に送付されたものです。